

尼崎市立水堂小学校危機管理マニュアル

令和8年4月

第1 総 則

1 目 的

学校における火災、地震、気象、その他の災害や不審者の侵入を未然に防止するとともに、緊急事態発生に際して、児童の安全維持に万全を期し、学校施設、設備の被害を最小限にとどめることを目的とする。

2 学校対策本部の組織

総括(本部)	校長 教頭 教務主任等
--------	-------------

・災害規模、災害状況の把握及び情報収集、関係機関への連絡、避難・応急対策等の決定

安否確認・避難誘導班	各学級担任(第一次避難時)
------------	---------------

・児童や教職員の安否確認、避難誘導

安全点検・消火班	生徒指導主任、校務員、5年担任
----------	-----------------

・施設等の巡視、被害状況の把握、応急復旧班への連絡、必要に応じて初期消火活動

避難所開設班	音楽専科、図工専科、理科専科、栄養職員、事務職員、通級指導担当
--------	---------------------------------

・避難者の受入れ、名簿作成等

救護・救援班	体育主任、6年担任
--------	-----------

・負傷者の救出、救命、援護物資の配布など避難者の救援活動

救急医療班	養護教諭、4年担任
-------	-----------

・負傷した児童や教職員の応急手当

保護者連絡班	各学年主任等
--------	--------

・保護者等への連絡、児童の保護者への引き渡し

応急復旧班	校務員、3年担任
-------	----------

・施設の応急修理等、被害状況の把握・連絡

3 各班の役割

点線四角内は参考例

(1) 総括(本部)

- ・状況の把握と対応の決定をする。
- ・非常持ち出し品を搬出する。
- ・児童・生徒及び教職員へ状況等の説明をする。
- ・尼崎市災害対策本部(市教育委員会)と連絡をとる。
- ・各種機関(警察、消防、電気、ガス、水道等)との連携、折衝をする。
- ・記録日誌(様式4)を作成する。
- ・応急対策を決定する。
- ・教育委員会への状況報告書(様式1)を作成する。
- ・休日、夜間等の対応のため地域等と事前に連携を図る。

・対応マニュアル・学校の配置図・ラジオ・緊急活動の日誌・PTA 連絡・懐中電灯・ハンドマイク・トランシーバー

(2) 安否確認・避難誘導班

- ・日常点検、確認を行う(鍵の保管場所、避難通路とスペースの整理整頓等)。
- ・自校が被災した場合の避難場所の確認をする。
- ・指定された避難経路や別の経路を使って避難させる。
- ・行方不明の児童・生徒、教職員を本部に連絡する。

・出席簿・避難経路図

(3) 安全点検・消火班

- ・校内の被害状況を把握する。
- ・初期消火を行う。
- ・安全点検をする。
- ・施設等の被害の程度・箇所を調査し、総括(本部)に報告する。

・消火器・ヘルメット・手袋・道具セット

(4) 避難所開設班

- ・避難所の開錠をする。
- ・避難者名簿を作成(様式3-1, 3-2)する。

(5) 救護・救援班

- ・職員を2人1組からなる数チームに分け、負傷者の救出、救命にあたる。
- ・避難者の受入れ及び援護物資の配布など避難者の救援活動を行う。

・ヘルメット・靴・のこぎり・革手袋(軍手)・防塵マスク・トランシーバー・毛布・担架

(6) 救急医療班

- ・負傷者の程度(重・中・軽症)をできる限りの確に判断する。
- ・応急手当を行う。
- ・医療援助の必要性を決定する。
- ・負傷や応急手当の記録(様式4)をとる。

・応急手当の用品・担架・毛布・水

(7) 保護者連絡班

- ・引き渡し場所を指定する。
- ・保護者や後見人への連絡をする。
- ・保護者等への引き渡し(避難者名簿や緊急時連絡カードでチェック)を行う。

・児童・生徒等引渡しチェック表・出席簿・集合場所のクラス配置図

(8) 応急復旧班

- ・被害状況を把握する。
- ・危険箇所の応急措置にあたる。
- ・授業教室を確保する。
- ・危険箇所への立入りを禁止する。

・ヘルメット・ロープ・被害状況調査表(施設台帳などの配置図を利用)・杭・校内配置図・標識

4 防災配備体制

対象職員

第1号防災指令 校長 教頭

第2号防災指令 教務主任 安全主任

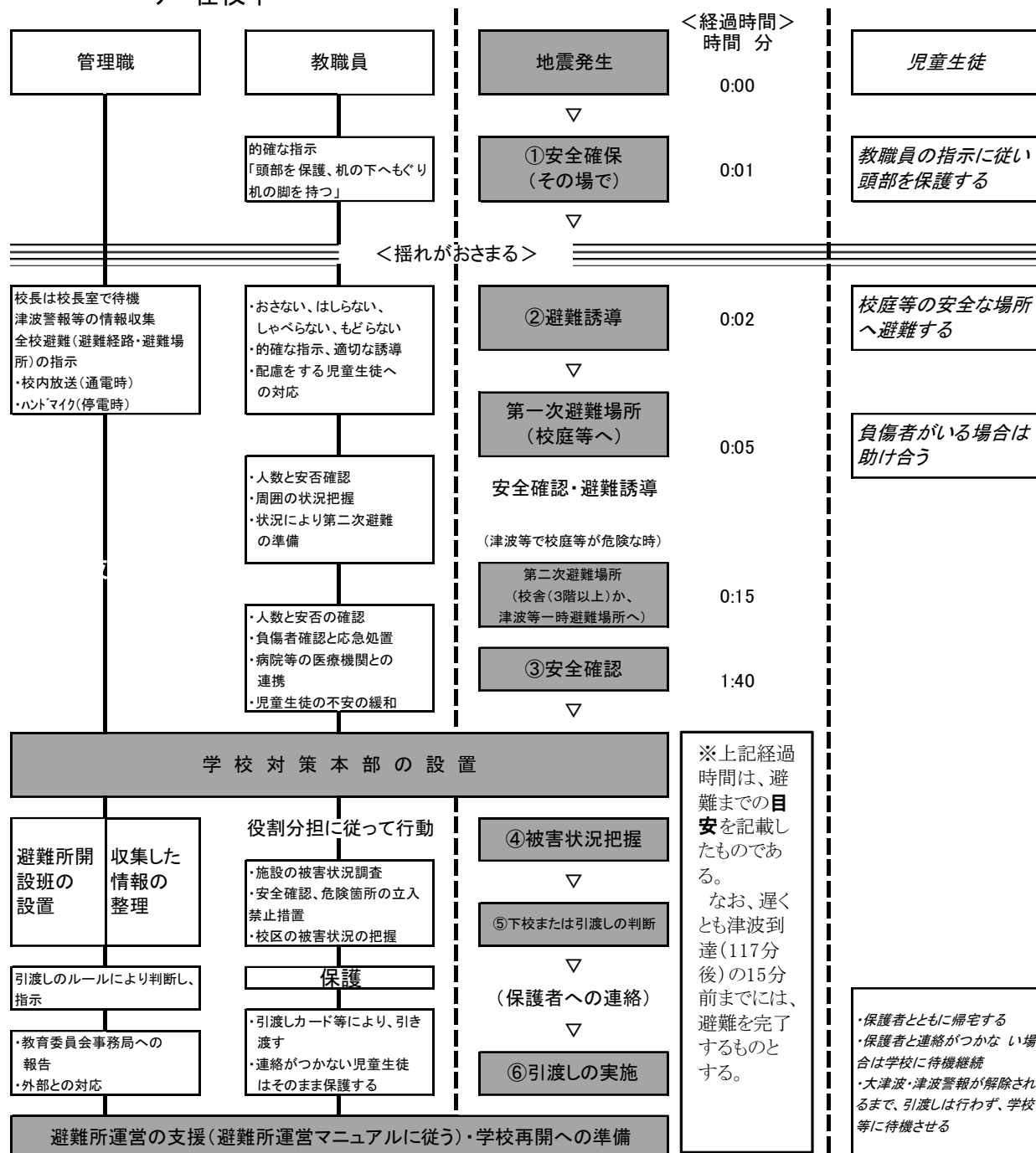
第3号防災指令 校務員

第2 災害(火災・地震)発生時

1 災害対応・避難所開設フロー

(1) 地震・津波発生時の基本的対応

ア 在校中

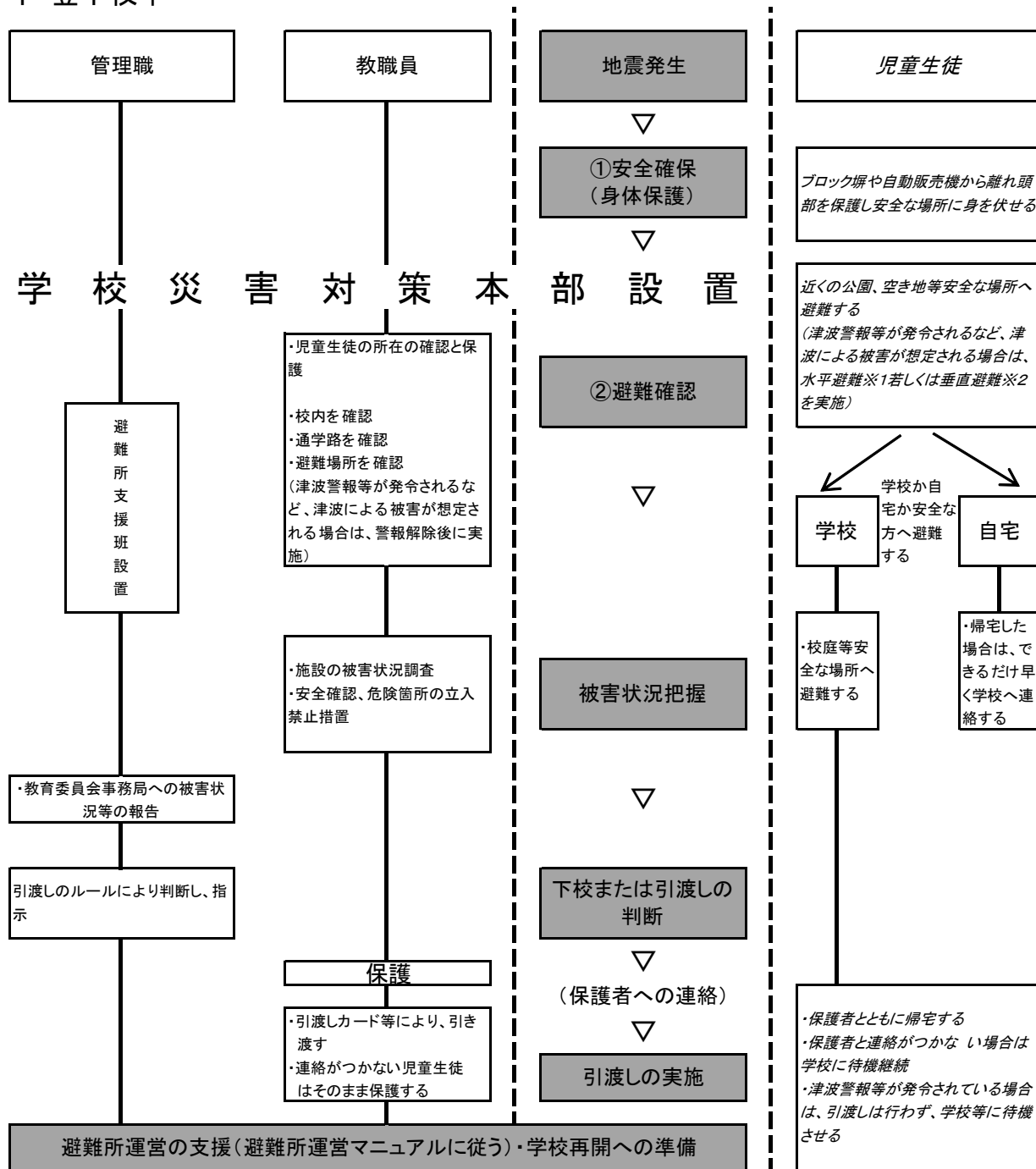


<在校中の地震発生に備えて日頃から実践しておくこと>

- ・ 児童生徒に複数の避難場所、避難経路(第二次避難場所含む)を周知しておく。
- ・ 児童生徒の出席や欠席、早退等を把握し、教職員で共有できるようにしておく。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒への対応を教職員内で共通理解しておく。

授業中の対応（対応の基本）		休み時間、放課後等の対応
① 安全確保	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・避難口を確保する。	・教職員がその場にいなくても、児童生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から揺れが収まったら、安全な場所に移動することを指導しておく。 ・近くにいる児童生徒に指示や声かけをして、不安や恐怖心を和らげるようにする。
② 避難誘導	（第一次避難場所へ避難） ・本部は、危険で通れない箇所を全校に指示し、避難を開始させる。 （状況によっては指示を待たずに避難開始） ・津波による被害が予想される学校の本部では、津波警報等の情報を収集する。 ・転倒、落下の恐れのある物から児童生徒を遠ざける。上履き等をはかせる。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・近くにいる教職員で協力して、児童生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・特別な支援を要する児童生徒の避難では、小グループで手をつながせたり誘導ロープ等を持たせるなどの工夫とともに、できる限り複数の教職員で支援にあたる。 ・重症の場合は、救急隊に連絡し、付き添う。 ・車椅子使用等の児童生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。	・教職員は自分の周辺や担当学級、学年の児童生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・教職員は本部での初動体制の役割分担等により、手分けして、校舎内に残っていたり、負傷している児童生徒がいないか各教室、体育館、トイレ等を確認する。
	（第二次避難場所への避難：津波による被害が予想される学校や第一次避難場所が危険な場合） ・避難経路の状況（余震等による破損など）について把握する。 ・学校の所在する地域に津波警報が発表された場合には、あらかじめ決めておいた避難場所（鉄筋コンクリートの建物の3階以上や高台等）・経路を選択し、素早く避難をする。 ・津波到達予想時刻や高さの情報を収集する。 ・収集した情報により、第二次避難場所でも安全を確認し、必要であればさらに安全な場所に避難する。	
③ 安全確認	・避難場所では、人員確認ができる体制を速やかに整え、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。 ・児童生徒に不安や恐怖感を和らげる声かけをする。	
④ 被害状況把握	・施設・設備の被害状況を調査し、被害状況を整理する。 ・危険箇所については立入禁止の標識やロープを張る等の措置をとる。 ・校区の被害状況、交通機関の運行状況を把握する。 ・人的被害及び避難所に関することについては、避難部文教主任各班へ、施設・設備の被害状況については、避難対策班に報告する。	
⑤ 判断	・津波警報の発表状況や通学路やその周辺の状況を把握し、「引き渡しのルール」により判断する。 ・下校させる場合は、通常下校か、集団下校か、教職員引率による下校かなど状況により判断をする。 ・津波警報が発表され、待機させる場合は、保護者が引き取りにきたとしても保護者も避難場所待機させる。	
⑥ 引き渡し	・あらかじめ定めた場所（学校や第二次避難場所）で行う。 ・保護者が事前に届け出ている者に、引き渡しカードにより確認し引き渡す。 ・保護者に引き渡すまでは、児童生徒の保護を継続し、児童生徒の心のケアに配慮する。	

イ 登下校中



※1 水平避難 : JR神戸線より以北かつ猪名川、藻川、武庫川などの河川から離れた場所に避難

※2 垂直避難 : 避難が遅れた場合や、長い距離の移動が困難な場合は、一時的に近くの津波等一時避難場所に避難

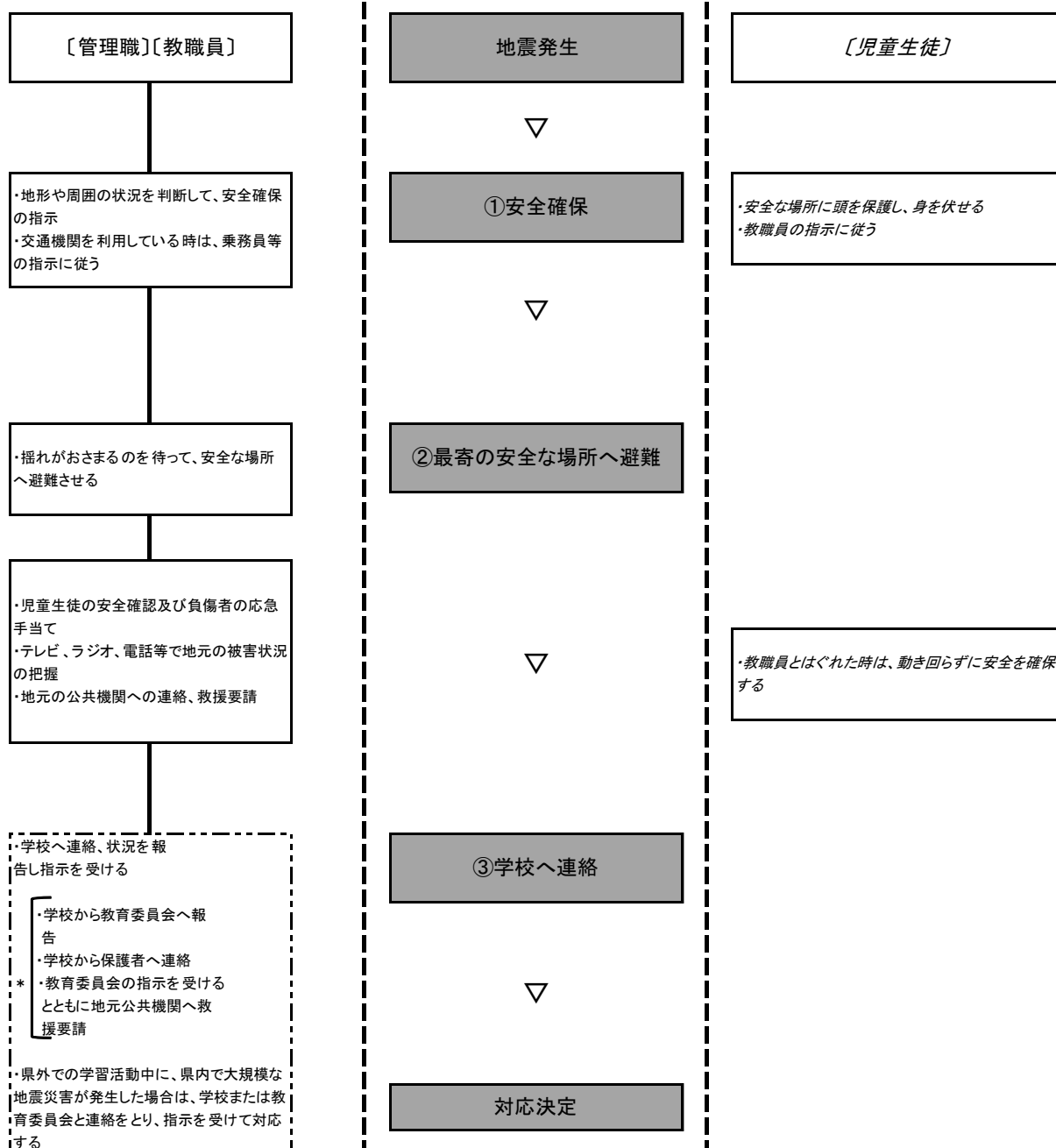
<登外校中の地震発生に備えて日頃から実践しておくこと>

- ・ 児童生徒の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒に周知する。
- ・ 家庭や通学路で津波被害が予想される場合の避難場所を決めておく。
- ・ 児童生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、日頃から災害に対処する力の育成を図る。
- ・ 交通機関を利用する児童生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、発達の段階に応じて児童生徒の身を守るための判断力の育成を図る。

※ 避難所とはならない特別支援学校、幼稚園も幼児・児童・生徒の避難誘導、校内安全の確保など同様の措置を取り行う必要があるため、必要な体制を確保するものとする（教育委員会事務局との連携を図る）。

学校の対応	
① 安全 確保	・学校に避難してきた児童生徒に対して、教職員は冷静に指示し、不安や恐怖心を和らげる声かけをする。 ・交通の途絶等により、児童生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒を学校で保護する。
② 避難 確認	・教職員で分担し、通学路や避難場所の児童生徒の確認及び保護にあたる。（在校している児童生徒がいらないか、校内を確認し保護する） ※津波警報等が発表されるなど、津波による被害が想定される場合は、警報解除後に実施する。
③ 被害 状況 把握	・人的被害及び避難所に関することについては、避難部文教主任各班へ、施設・設備の被害状況については、避難対策班に報告する。

ウ 学校外の諸活動中



＜学校外の諸活動中の地震発生に備えて事前に準備しておくこと＞

- ・ 実施計画の作成にあたっては、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者にも周知しておく。
- ・ 利用する施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せをしておく。
- ・ ラジオ、テレビ、電話等で、地震の規模や被害状況、津波警報等の気象情報を得られる準備をしておく。
- ・ 最寄りの病院等の医療機関を確認しておく。

学校の対応	
① 安全確保	・ 室内での初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・ 倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童生徒をすばやく遠ざける。 ・ 狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に移動する。 ・ 教職員は、落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えない。 ・ 車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢を取らせる。
② 安全な場所へ避難	・ 負傷者がいる場合は、応急手当をし、病院等の医療機関と連携して対応する。 ・ 海岸では津波、山間部では、土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・ 電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。
③ 学校へ連絡	・ 状況を学校に報告し、指示を受ける。

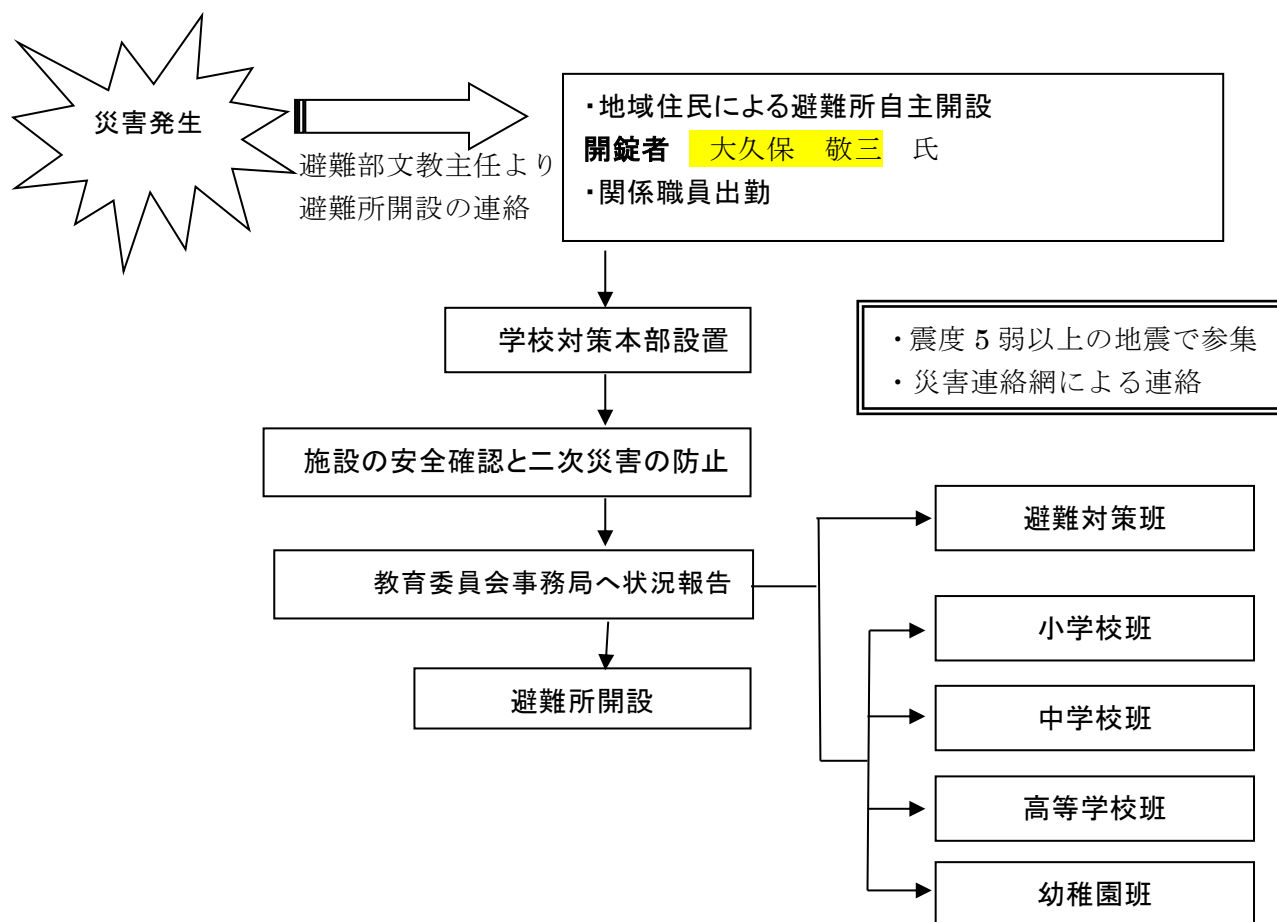
宿舎に滞在している場合においては

- ・ 夜間、特に就寝中は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・ 火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

教職員の対応
・ 宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 (災害発生時) ・ 避難開始前に、児童生徒の人数確認を確実にし、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・ 避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。

エ 夜間・休日



2 学校の対応上の留意点

(1) 児童在校中の対応

ア 人命保護

- ・机の下に避難(ロッカー・窓ガラスに注意)させる。頭部の保護を指示する。
- ・机のない教室や体育館は部屋の中央へ移動させる。
- ・揺れがおさまるまで動かないよう指示する。

イ 情報収集・把握

- ・被害状況等の情報を職員室へ連絡する。
- ・津波発生の有無等について確認し、避難場所の決定をする。

ウ 児童の避難誘導

- ・運動場へ移動させる。
- ・「おはしも」(押さない、はしらない、しゃべらない、もどらない)を守らせる。
- ・通路の状況や落下物の危険がないか確認しながら避難させる。
- ・車椅子使用等の児童は安全な場所に待機させた後、順次避難させる。

エ 安全確認

- ・学級ごとに人数確認 → 学年主任(担任)等 → 教頭へ(状況把握)
- ・負傷者等の確認 → 応急手当(養護教諭)、児童の不安緩和
- ・校内施設の安全確認(ガス、電気、水道、ガラス等施設面で)をする。
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置等をする。

オ 下校準備もしくは学校待機等

- ・災害の程度に応じて、授業の打ち切り、集団下校、保護者引き渡し、学校待機等の対応を決定する。
- ・集団下校の場合、児童が帰宅できるかどうか(保護者が在宅しているか、家に入ることができるか等)を確認する。

カ 避難開始(津波の恐れがあり、自校が津波襲来や地震による損傷で危険と判断した場合)

- ・津波到達まで時間がある場合、河川や海岸から離れた方向へ避難させる。
- ・あらかじめ決められた高層の建物等へ避難させる。

キ 集団下校

- ・ミマモルメを配信し、集団下校をすることを保護者に連絡する。
- ・地区別に集合させ、地区担当職員が地区別名簿で確認する。
- ・地区担当職員は指定場所まで児童を送りとどける。

ク 保護者への引き渡し

- ・ミマモルメを配信し、学校にて児童を保護者へ引き渡しすることを保護者に連絡する。
- ・担任が緊急時連絡カードで確認した後、児童を保護者へ引き渡す。

ケ 避難所開設の準備

- ・避難所となる施設の点検を行う。
- ・大きなクラックや鉄筋が見えるなど建物の安全性が確保できない際は避難所を開設せず、近隣の避難所(市指定の一時避難所や他校等)を紹介し移動してもらう。
- ・避難所関連施設、資機材の点検、確認をする。
- ・放送設備の点検をする。
- ・災害に応じた対応を行う(浸水の場合などは、高所における避難場所を確保する)。

コ 学校対策本部設置

- ・校長室に設置する。
- ・今後の対応を決める。
- ・避難所を開設するかどうかを市の防災部局を連携する。

サ 避難所開設

- ・ 体育館（一次開放）、校舎西棟1階教室（二次・三次開放）を避難所とする。
- ・ 北門を開け、案内板を体育館入り口に出す（シートの準備）。
- ・ 避難者の誘導と人数、氏名を確認し、避難者名簿（様式5－2職員室前方に保管）を作成する。
- ・ 被災者への災害情報の伝達をする（防災行政無線の情報をその都度伝える）。

シ 状況報告

- ・ 児童及び避難者の負傷、学校施設等の被害及び避難所の開設状況等について様式5－1により市教委へ報告する。

(2) 夜間・休日等の対応

ア 地域住民または市役所職員による避難所の開設

- ・ 体育館（一次開放）、校舎西棟1階教室（二次・三次開放）を避難所とする。
- ・ 北門を開け、案内板を体育館入り口に出す（シートの準備）。
- ・ 避難者の誘導と人数、氏名を確認し、避難者名簿（様式5－2職員室前方に保管）を作成する。
- ・ 被災者への災害情報の伝達をする（防災行政無線の情報をその都度伝える）。
- ・ 関係職員出勤（震度5弱以上で自発的参集）
- ・ 地域住民が開設した際は、運営を引き継ぐ。

イ 学校対策本部の設置

- ・ 校長室に設置する。

ウ 施設の安全確認と二次災害の防止

- ・ 校内施設の被害状況確認 → 危険箇所の立入り禁止措置
- ・ 校区内巡視
- ・ 教職員の参集状況の確認
- ・ 今後の対応を決定

エ 状況報告

- ・ 児童及び避難者の負傷、学校施設等の被害及び避難所の開設状況等について様式5－1により市教委へ報告する。

第3 気象警報発表時

1 兵庫県、兵庫県南部、兵庫県阪神に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雨特別、暴風特別、暴風雪特別警報が発表された場合の措置

(1) 児童在校中の対応

- ・ 臨時運営員会を開催し、児童の下校方法について検討する。原則として、緊急時連絡カードに沿って、(A) 地区ごとの集団下校、(B) 学校待機 の対応をとる。
- ・ 下校方法について保護者にミマモルメを配信する。
- ・ (B) 学校待機の児童については、保護者の迎えが来るまで、各学年の1組の教室で待機させる。
- ・ 担任は各学級名簿を用意し、(B) 学校待機する児童に○印をつける（2部作成し、1部は職員室へ）。
- ・ 引き渡しをした児童については、該当学年の担任が名簿にレ点をつける（緊急時連絡カードに引き渡し時刻も記入する）。
- ・ 生徒指導部や専科の教員を中心に校区内巡視を行う。

※午前11時までに上記警報が発表された場合は、原則として給食を実施しない。

※翌日に警報が発表されることが予想できる場合は、前日までに緊急時の下校方法（集団下校または学校待機）について、ミマモルメを配信し、注意喚起を行う。

(2) 登校前の対応

- ・ 午前7時現在で上記警報が発表された場合は自宅待機とする。
- ・ 午前9時現在までに上記警報が解除された場合には授業日とする。
- ・ 午前9時現在、引き続き警報が発表されている場合は臨時休校とする。

第4 その他

1 異物混入等の発生が疑われる場合やガス漏れ、漏電の場合の措置

- (1) 児童の安全確認、避難誘導
- (2) 関係機関(警察、消防、電気、ガス等)への連絡
- (3) 市教育委員会に連絡(校長)

2 不審者侵入時の対応

(1) 不審者かどうかの判断根拠

- 凶器または凶器になりうるものを持参し、不審な行動をとっている者
- 児童に危害を加えたり、校舎に損壊行動をとったりしている者、また、そうした恐れが十分に予想される行動をとっている者
- 泥酔者、シンナー等薬物吸引者
- 来校目的が不明確な者

(2) 外来者(来校者)への対応

《あいさつ》「こんにちは」

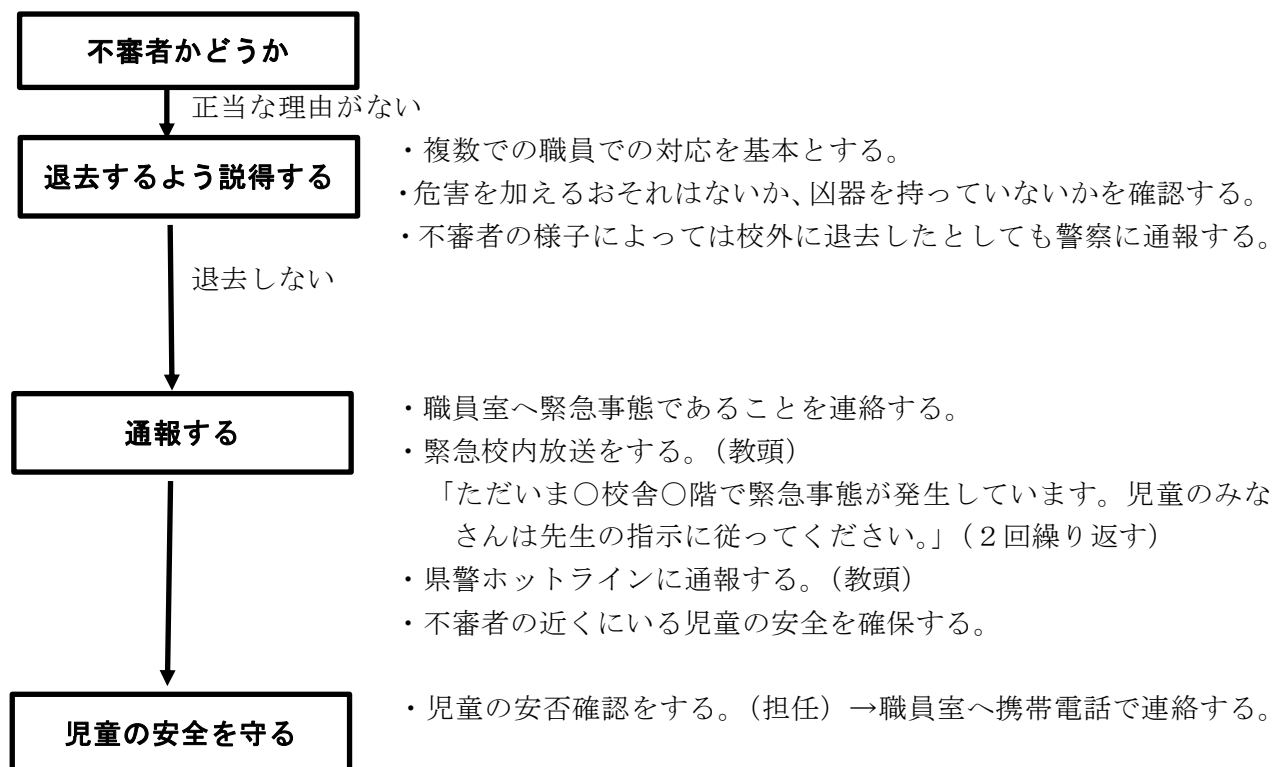
《身元確認》「どちらさまでしょうか」

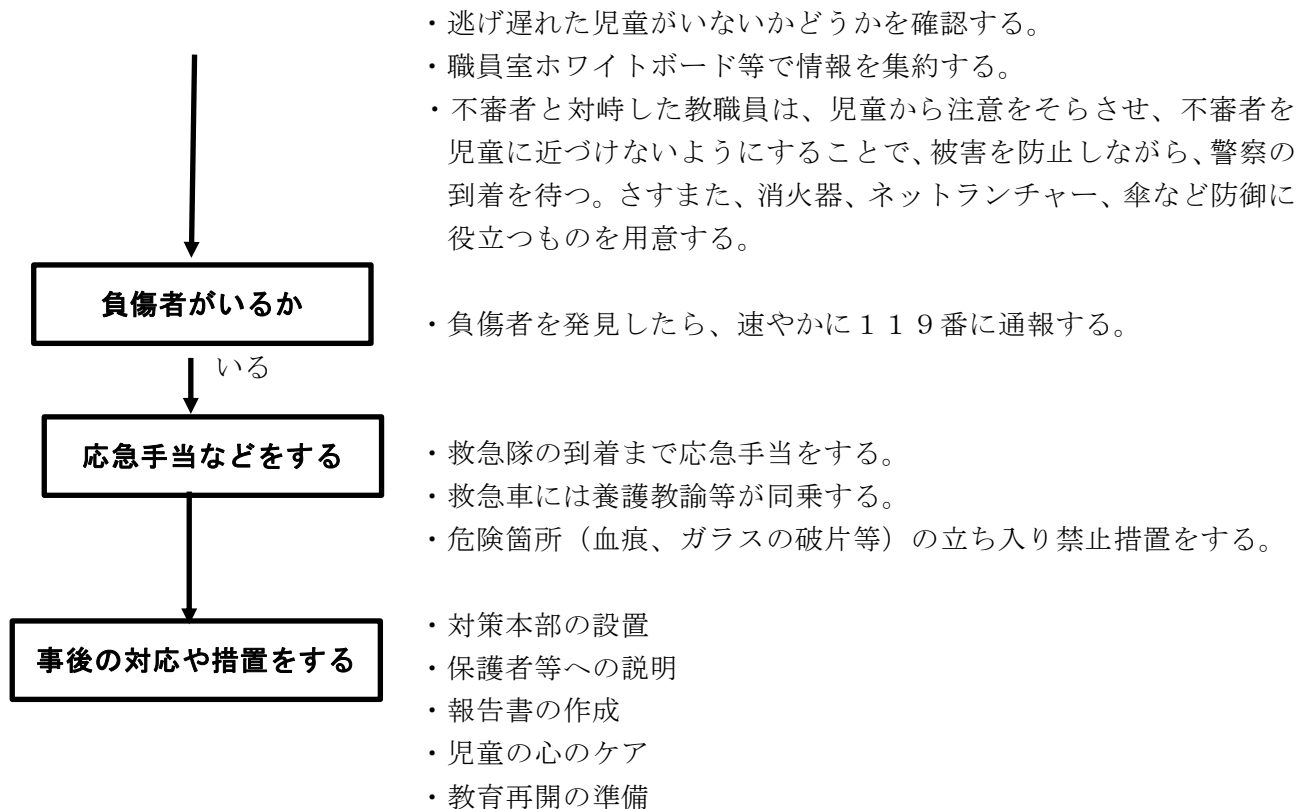
※入校証等をつけているか確認をする。

《用件確認》「ご用件は伺っておりますか」

- ・ まず、校門のインターホンで対応する。日ごろから全教職員が校門の開閉状況に気を配るよう心掛ける。
- ・ 入校証やIDカードを付けていない来校者には積極的に声をかけ、不審者かどうかを見分ける。

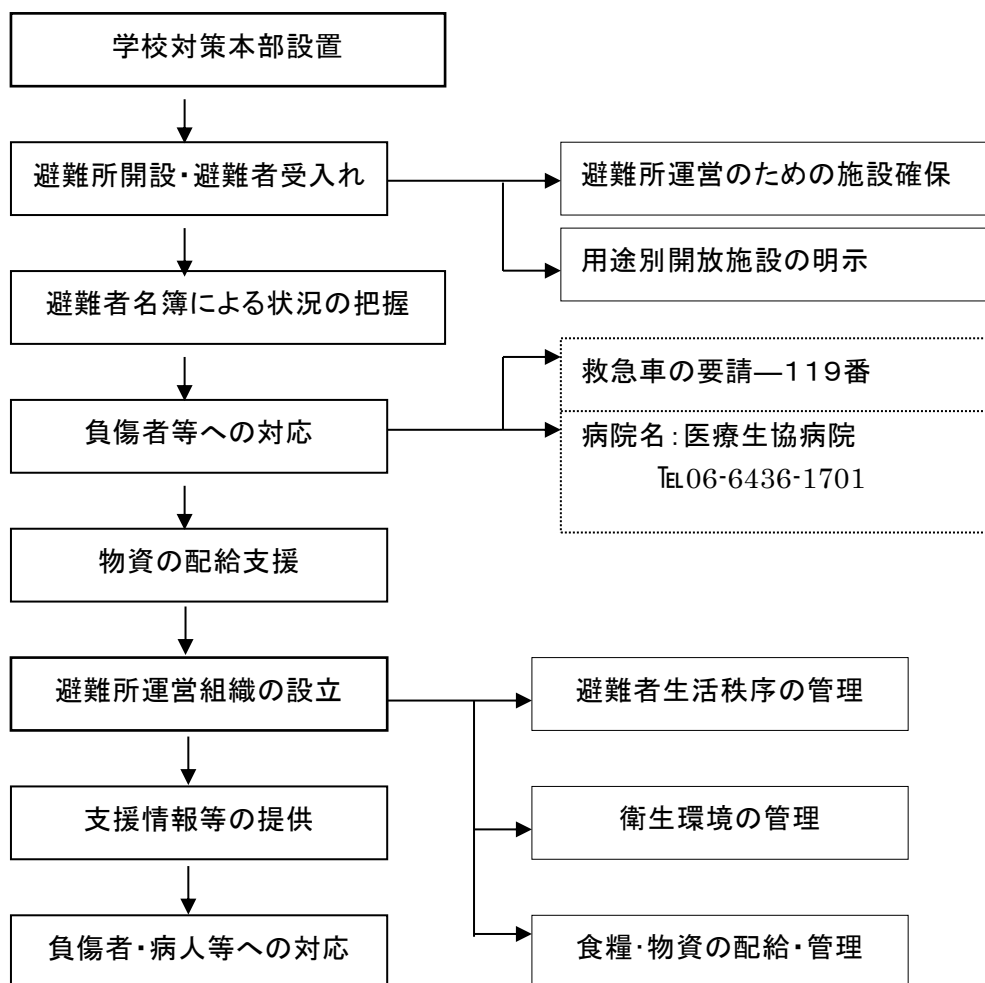
(3) 不審者侵入時のフロー





第5 避難所運営

1 避難所運営フロー



↓

ボランティアの受入れ

2 避難所運営方法

(1) 学校対策本部の設置

- ア 校長室に設置する。
- イ 避難者の収容、保護、その他必要事項について協議し、方針を決定する。

(2) 避難所開設・避難者受入

- ア 避難所運営のための施設確保
避難者の生活を適切に支援するため、次の施設を点検し確保する。

- ①緊急車両等の乗入場
- ②救援物資の保管場所
- ③食糧の配給所
- ④炊き出し施設
- ⑤トイレの設置場所

- イ 用途別開放区域の明示

- ・用途別開放区域を決定し、校内掲示板等に配置図により明示する。
- ・明示区域は、次のとおりとする。

- ①対策本部
- ②体育館、トイレ等の避難所として使用可能な場所
- ③救護室
- ④夜間等の緊急連絡所
- ⑤その他立入り禁止区域

(3) 避難者名簿による状況の把握

避難者数、避難者の健康状態その他必要な事項について、早急に把握し、避難部文教主任各班へ連絡する。また、避難者がいない場合にあっては連絡を行う。

(4) 負傷者等への対応(避難直後)

- ア 可能な範囲で、学校内保健室などで治療可能な負傷者等の応急処置を実施する。

- イ 災害時に協力を依頼できる病院を事前に把握しておき応急手当を要請する。

(協力可能病院: 関西労災病院 Tel 06-6416-1221)

(協力可能病院: 立花病院 Tel 06-6438-3761)

- ウ 医療援助の必要がある負傷者が発生している場合には、119 番通報により、救急車を要請する。

(5) 物資の配給支援

災害対策本部から送られてくる食糧・救援物資の仕分け、配給をする。

(6) 避難所運営組織の設立

避難所の運営にあつては、各地域振興センターを通じ、地元自治会・自主防災組織等の協力を得て、行うものとする。

- ア 避難者生活秩序の管理

- ・生活ルールの作成と周知徹底

- ①外出時の届け出
- ②飲酒・喫煙マナー
- ③点消灯
- ④所持品管理

⑤その他生活秩序を維持するための事項

イ 避難者の苦情・悩み等の対応

- ・避難者間でのトラブルの対応(場合により警察に協力依頼)
- ・避難者の心のケア(保健援護部に協力依頼)

ウ 衛生環境の管理

- ・仮設トイレ等の設置及び維持管理(環境部に協力依頼)
- ・ゴミ集積場の管理

エ 食糧・物資の配給・管理

- ・救援物資、食糧・水などの配布方法、時間等(保健援護部に協力依頼)

(7) 支援情報等の提供

ア 災害対策本部からの支援情報などについては、掲示板等で適時、情報を提供する。

イ 緊急を要する情報については、直接、又は校内放送等により提供する。

ウ 個人情報の掲示にあたっては、プライバシー保護について、十分配慮する。

(8) 負傷者・病人等への対応

ア 避難者の健康状態を常を確認するとともに、持病、かかりつけ病院等を把握しておく。

イ 急病者等が発生した場合には、119番通報により、救急車を要請する。

ウ 避難者の健康状態や、身体的な理由により、学校での避難生活に支障があると思われる場合は、避難部避難主任を通じて災害対策本部へ連絡し、避難所の移動を行う。

エ 死亡者が発生した場合は、所轄の警察・方面部総務班・情報部情報班へ連絡する。

(9) ボランティアの受入

ア ボランティア活動が学校で開始された場合は、可能な範囲で事務用品等を提供するとともに、事務所を部分的に開放するなど協力する。

イ 事務用品などの提供で各学校では対応できないものについては、避難部文教主任へ連絡し、対応を協議するものとする。

ウ ボランティアの代表者に避難所運営組織の構成員として参加していただき、適切な避難所運営を行う。

以 上

避難者名簿（総括表）

避難所

報告者

月 日（午前・午後） 時 分現在

	世帯数	男	女	計
避難者数				
避難場所	体育館	教室 ()	校庭	その他 ()
避難者の 健康状態等				
その他 連絡事項				

※災害マネジメントシステム上での報告も可とする

避難者名簿（避難所入所者・帰宅困難者）

(避難所名：)

番号：

①	家族代表者名 ふりがな			電話		
	住 所					
②	入 所 年 月 日	年	月	日	所属自治会名	
	家 族 ※ここに避難 した人だけ 書いて下さ い。	ふりがな 氏 名	年齢	性別	要配慮※ 1	備考※2
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
				男・ 女		おかゆ・粉ミルク
	※1 配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入して 下さい。 ※2 普通米以外の希望がある方は、備考欄の項目に○を記入して下 さい。					
要 配 慮 内 容	(病気や障害等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の 必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入下さ い。)					
親 族 等 の 連 絡 先	住所 氏名 電話					
家屋被害状況	1 全壊 2 全焼 3 半壊 4 半焼 5 一部損壊 6 流出 7 床上浸水 8 床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通					
特 技 ・ 資 格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入下さい。)					
	特技・資格の内容				氏名	
③	安否確認など他からの問い合わせに対して、住所、氏 名、性別を公開してもいいですか？				良い ・ 良いくない	
④	退 所 年 月 日	年	月	日		
	転 出 先	住所 氏名 電話				

※この名簿は、家族代表の方が記入し、避難所の行政担当者へお渡しください。

【避難者の方へ】

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに市の避難所担当者に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問い合わせに対して回答することとして
います。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

記録日誌

避難所

記入者

月 日 (午前・午後) 時 分現在

避難場所	1. 体育館 2. 教室() 3. 校庭 4. その他()		
避難者数	①総数 人	②男 人	③女 人
世帯数	①世帯数 世帯		
避難者の 避難状況			
その他連絡事項			

※災害マネジメントシステム上での報告も可とする